【金融商品の時価等の開示に関する注記事項】

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、借入等により資金を調達していない。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴現金及び預金	945,950,393	945,950,393	—
⑵未払金	(263,283,869)	(263,283,869)	—

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示している。

⑴　現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑵　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

【資産除去債務に係る注記事項】

当法人は、事務所（本部、横田支部、横須賀支部及び沖縄支部並びに呉分室）の不動産賃借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定が不確定なため、資産除去債務を合理的に見積もることができない。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

特 定 計 量 器 型 式 承 認

日本電気計器検定所公告第 27－5 号

電気計器の型式について、平成27年８月３日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成 27 年８月３日

日本電気計器検定所
理事長　大谷　　進

型式承認番号	計器の種類	型 の 記 号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値		
					電　圧（V）	電　流（A）	周波数（Hz）
第3999号	普通電力量計	Ａ６ＷＡ－Ｔ	大崎電気工業株式会社	交流単相３線式	100	250	50，60
第4000号	普通電力量計	Ａ７ＷＡ－Ｔ		交流三相３線式	200		
第4001号	普通電力量計	Ｃ２ＰＡ－Ｔ	中部精機株式会社	交流単相３線式	100	250	50，60
第4002号	普通電力量計	Ｃ３ＰＡ－Ｔ		交流三相３線式	200		
第4003号	普通電力量計	Ｈ２ＰＡ－Ｔ	東北計器工業株式会社	交流単相３線式	100	250	50，60
第4004号	普通電力量計	Ｈ３ＰＡ－Ｔ		交流三相３線式	200		
第4005号	普通電力量計	Ａ６ＷＡ－ＴＡ	大崎電気工業株式会社	交流単相３線式	100	60	50，60
第4006号	普通電力量計	Ａ６ＷＷＡ－ＴＡ					
第4007号	普通電力量計	Ａ７ＷＡ－Ｔ		交流三相３線式	200		
第4008号	普通電力量計	Ａ７ＷＷＡ－Ｔ					
第3449－３号	普通電力量計	Ｆ２ＵＦ－Ｒ	ＧＥ富士電機メーター株式会社	交流単相３線式	100	30	50，60
第3449－４号	普通電力量計	Ｆ２ＵＷＦ－Ｒ					
第3450－４号	普通電力量計	Ｆ２ＵＦ－Ｒ				120	
第3450－５号	普通電力量計	Ｆ２ＵＷＦ－Ｒ					
第2758－１号	普通電力量計	Ｆ３ＵＦ－Ｒ		交流三相３線式	200	30	
第2760－１号	普通電力量計	Ｆ３ＵＷＦ－Ｒ					
第2759－１号	普通電力量計	Ｆ３ＵＦ－Ｒ				120	
第2761－１号	普通電力量計	Ｆ３ＵＷＦ－Ｒ					
第2771－１号	普通電力量計	Ｆ２ＷＦ－Ｒ		交流単相３線式	100	5	
第2772－１号	普通電力量計	Ｆ３ＷＦ－Ｒ		交流三相３線式	110，200		

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 27 年８月 18 日　　群馬県教育委員会

1　失効した免許状

⑴　氏名及び本籍地　井田　啓太、群馬県

⑵　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者

①　中学校教諭一種免許状（国語）、平22中１第10375号、平成23年３月31日、東京都教育委員会

②　高等学校教諭一種免許状（国語）、平22高１第13166号、平成23年３月31日、東京都教育委員会

⑶　失効年月日　平成27年７月27日

⑷　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

2　失効した免許状

⑴　氏名及び本籍地　岡田　斉之、群馬県

⑵　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者

①　中学校教諭二級普通免許状（音楽）、昭58中２普第109号、昭和59年３月31日、埼玉県教育委員会

②　小学校教諭二種免許状、平９小２種第60号、平成９年９月25日、群馬県教育委員会

③　中学校教諭一種免許状（音楽）、平11中１種第40号、平成12年３月31日、群馬県教育委員会

⑶　失効年月日　平成27年７月28日

⑷　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当